

令和6年度 第2回大野市使用料等見直し検討委員会 次第

日時：令和6年8月29日（木）

午後6時30分から

場所：市役所 大会議室

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議題

(1) 使用料等の設定基準（素案）について

(2) 今後のスケジュールについて

4 その他

5 閉会

使用料・手数料にかかる受益者負担の算定基準

(素案)

赤文字になっている部分が前回からの変更箇所です

令和●年●月 大野市

目次

第1 基本的な考え方

- 1 本基準について
- 2 使用料・手数料の設定における基本方針
- 3 対象施設及び対象手数料

第2 使用料の算定

- 1 負担割合（受益に応じた負担割合区分）
- 2 使用料の積算

第3 手数料の算定

- 1 負担割合（受益に応じた負担割合区分）
- 2 手数料の積算

第4 使用料・手数料の減免制度

- 1 使用料の減額・免除基準
- 2 手数料の免除基準

第5 その他

- 1 激変緩和措置
- 2 料金設定時の端数の取扱い
- 3 指定管理者制度導入施設等における使用料の考え方
- 4 定期的な使用料等の見直し

第1 基本的な考え方

1 本基準について

市は、著しい社会情勢の変化や厳しい財政状況の中にあっても、市民の福祉の向上のため、市政運営の効率化を図るとともに、時代に即した良質な公共サービスを提供する必要があります。

公共サービスに係る料金については、地方自治法第225条及び227条に基づき、条例で使用料・手数料の額を定め、利用する市民と利用しない市民との間に不均衡が生じないよう、公共サービスの対価として利用者負担を求めています。

本市では、大野市公共施設等総合管理計画において、施設の管理に関する取組方針を定めており、施設使用料について、「トータルコストを考慮した上で受益と負担のバランスが保たれているかを検証し、見直しを図る」としています。今回、利用者負担の適正化を図るうえで、手数料についても見直しの対象として設定基準を設け、適正な使用料・手数料を設定することを目的とします。

なお、今後も本基準に基づき、定期的な見直しを進め、より効率的で持続可能な公共サービスの提供を可能とするよう図っていきます。

2 使用料・手数料の設定における基本方針

公共サービスの提供原価に対して、利用者の負担割合を決定した上で定めるものとします。また、使用料・手数料の新規設定については本基準に基づいて算出し、最終的には他市類似施設の料金、機能、規模等を比較し、決定するものとします。

なお、利用者が適正な料金で利用できることが望ましいため、コスト削減や利用促進を図っていくことを前提とします。

3 対象施設及び対象手数料

本基準の対象施設は、条例で使用料の額が定められている施設のうち、廃止を予定しているもの及び審議会等でその使用料の額について審議されているものを除いた、別表1に示す施設とします。

また、対象手数料については、条例でその額が定められている手数料のうち、サービス提供の統一的な取扱いを図らなければならないために全国的に利用者負担の基準が定められているもの（※参考例）及びこの基準になじまないものを除いた、別表2に示す手数料とします。

<※参考例>「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして定められている事務

- ・戸籍法の規定に基づく戸籍謄本・抄本等の交付
- ・消防法関連（危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査に関する事務など）
- ・道路運送車両法の規定に基づく臨時運行の許可に関する事務 など

第2 使用料の算定

1 負担割合（受益に応じた負担割合）

(1) 区分ごとの負担割合について

施設の**分類**については、大野市公共施設等総合管理計画（大野市公共施設再編計画編）において、次のとおりとなっています。

表1 施設の分類

分類	説明
○必需的公共的施設	市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされる可能性が高い施設 ○公園、公民館、市庁舎など
○準必需的公共的施設	市民にとって必要性が異なる施設であるが必需性が高い施設 ○スポーツ施設、文教施設など
○選択的市場的施設	特定の市民が生活や余暇を充実させるためなど市民にとって必要性が異なる選択的施設 ○レクリエーション施設など

同じ分類の施設であっても産業振興施設、スポーツ施設、レクリエーション施設、文教施設など様々な施設があることから、使用料の算定においては、サービスの性質によって区分し、受益者と市（公費）の受益者負担割合を設定します。

サービスの性質（公共性の強弱）は、「市場性（3段階）」と「必需性（3段階）」の2つの視点により9段階に区分します。

表2 市場性

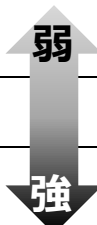
区分		市場性の強弱	性質
A	非市場的		<ul style="list-style-type: none"> ・民間に同種や類似するサービスの提供事例がない施設 ・収益性がない（極めて低い）ため、民間による提供が困難な施設
B	中間的		<ul style="list-style-type: none"> ・収益性が一定程度あり、民間事業者による提供が期待できる施設
C	市場的		<ul style="list-style-type: none"> ・民間に同種や類似するサービスを提供している事例がある施設 ・収益性が高く、すでに行政と民間の競合が成り立っている施設

表3 必要性

区分	3	2	1
	選択的	中間的	必需的
必要性の強弱			
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活を便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好により選択的に利用する施設 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の公共性のもと、特定の利用者に利便を図る施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民全体の必需施設であり、日常生活を営む上で必要な公共性が高い施設 ・世代と関係なく、広く市民に必要とされる施設 ・ライフステージに応じて、ほとんどの市民に必要とされる施設 ・安心、安全な社会を形成するため、必要となる知識や教養を普及啓発するための施設

表4 負担割合区分

非市場的	A	A-3	A-2	A-1
		受益者負担割合 50%	受益者負担割合 25%	受益者負担割合 0%
		中間的	市場的	
中間的	B	B-3	B-2	B-1
		受益者負担割合 75%	受益者負担割合 50%	受益者負担割合 25%
		市場的	C	C-3
受益者負担割合 100%	受益者負担割合 75%			受益者負担割合 50%
3	2			1
		選択的	中間的	必需的

(2) 各施設の負担割合について

「別表 1 施設及び負担割合一覧」に示す負担割合とします。

(3) 市外料金の設定について（負担割合区分対象外）

市外料金は、その施設の分類が「選択的市場的施設」であって本市の市民が優先的にその恩恵を受けるべき場合において導入できるものとします。

(4) 目的外（営利目的等）の利用にかかる使用料の設定について（負担割合区分対象外）

施設の設置目的に沿わない目的外利用における料金については、その施設の分類が「選択的市場的施設」である場合に設定できるものとし、その料金設定については民間の類似施設や近隣市の類似施設との均衡を考慮して設定します。

(5) 利用時間帯による使用料の設定について

原則として 1 時間あたりの料金設定としますが、特別な理由があり、昼間・夜間、平日・祝祭日などの利用時間帯等による料金格差を設定する場合は、受益者負担割合に適合する範囲内で適切に設定するものとします。

(6) 冷暖房使用料の設定について

冷暖房は利用者の意向により使用され、季節により使用の有無があるため、冷暖房使用料を別途設定できるものとし、この場合は使用料算定の際の原価から冷暖房使用にかかる経費を除いて算定するものとします。

2 使用料の積算

使用料の積算は次に掲げるとおりとします。

$$\text{使用料} = \text{原価（1件あたり）} \times \text{負担割合}$$

(1) 原価の内訳

利用者に使用料の負担を求めるためには、使用料算定の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。

原価に算入する費用は大きく分けて「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つがあり、それぞれの費用内訳は次に掲げるとおりです。

表5 使用料の原価

人にかかる費用	人件費	報酬	職員（会計年度任用職員を含む）の就労に対する対価として要する経費
		給料	
		共済費	
		職員手当等	
物にかかる費用	物件費	消耗品	サービス提供や施設を維持管理するための経費や施設の修繕等に要する経費 ※予約システムやPCにかかる経費も算入する ※備品購入費については減価償却分を算入する（購入価格÷耐用年数） ※修繕料については100万円以上の大規模修繕を含まない ※建設的経費については、減価償却分（定額法）を算入する
		燃料費	
		印刷製本費	
		光熱水費	
		通信運搬費	
		手数料	
		各種保険料	
		委託料	
		使用料及び賃借料	
		修繕料	
		備品購入費	
		建設費	

(2) 原価の算定方法

原価を算定する基礎数値は、過去3年間の平均値とします。ただし、施設の一時的な閉鎖等特別な理由がある場合にはこの限りではありません。

ア 人件費の算定

サービスの提供および施設の維持管理業務に従事する職員数（直営施設及び指定管理の場合の施設所管課担当者を含む）で算定するものとし、1人の職員が原価に算定しない他の業務などにも従事する場合は、年間勤務時間に対するサービスの提供に要した時間の割合で算定します。（小数点第1位まで）

例：正職員 1.5 人分と会計年度任用職員 1 名分

イ 物件費の算定

サービスの提供および施設の維持管理にかかる人件費以外の経費を算入しますが、事務所及びトイレ等の共用部分に要する費用についても原価として算入するものとします。ただし、以下の費用については算入しないものとします。

○土地の取得に要した費用

○災害等の特殊事情により一時的・臨時的に要した費用

○イベントに要した費用など特定の受益者にのみ発生した費用

(3) 1室あたりの原価から使用料を算定する

$$\text{① } 1 \text{ m}^2 \text{あたりの年間原価} = \text{施設全体の原価} \div \text{貸出面積の合計}$$

$$\text{② } 1 \text{ m}^2 \text{あたりの時間原価} = \text{① } 1 \text{ m}^2 \text{あたりの年間原価} \div \text{年間開館時間}$$

$$\text{③ } 1 \text{ 室あたりの原価} = \text{② } 1 \text{ m}^2 \text{あたりの時間原価} \times \text{面積} \times \text{利用時間}$$

$$\text{④ } 1 \text{ 室あたりの使用料} = \text{③ } 1 \text{ 室あたりの原価} \times \text{施設の負担割合}$$

【具体例】以下のような施設において会議室 A を 2 時間利用する場合の使用料

	会議室 A	会議室 B	事務所	トイレ・廊下 等共用部	延床面積
面積 (㎡)	200	100	50	50	400

※施設全体の年間原価：1,500,000 円

※年間開館時間：2,000 時間

※施設負担割合：50%

※貸出面積の合計：会議室 A + 会議室 B = 300 ㎡

① 1 ㎡あたりの年間原価 = 1,500,000 円 ÷ 300 ㎡ = 5,000 円

② 1 ㎡あたりの時間原価 = 5,000 円 ÷ 2,000 時間 = 2.5 円

③ 1 室あたりの原価 = 2.5 円 × 200 ㎡ × 2 時間 = 1,000 円

④ 1 室あたりの使用料 = 1,000 円 × 50% = 500 円

(4) 1 人あたりの原価から使用料を算定する

① 1 人あたりの年間原価 = 原価 ÷ 年間目標利用者数

② 1 人あたりの使用料 = ① 1 人あたりの年間原価 × 負担割合

【具体例】博物館等（個人利用施設）の使用料

※施設全体の年間原価：2,500,000 円

※年間目標利用者数：2,000 人

※施設負担割合：50%

① 1 人あたりの年間原価 = 2,500,000 円 ÷ 2,000 人 = 1,250 円

② 1 人あたりの使用料 = 1,250 円 × 50% = 625 円 ≒ 600 円

第3 手数料の算定

1 負担割合（受益に応じた負担割合区分）

手数料は「特定の者のためにするもの」であることから、負担割合については受益者がその役務の提供に要した経費全額を負担することを原則とします。

2 手数料の積算

手数料の積算は次に掲げるとおりとします。

$$\text{手数料} = \text{原価（1件あたり）} \times \text{適正負担割合（原則 100\%）}$$

(1) 原価の内訳

原価に算入する費用は「人にかかる費用」と「物にかかる費用」の2つであり、それぞれの費用内訳は次に掲げるとおりです。

表6 手数料の原価

人にかかる費用	人件費	報酬	当該サービス提供に専ら要した人にかかる経費 時間単価×1件当たりの平均処理時間 平均処理時間は受付～調査～処理～交付までの時間の 平均値
		給料	
		共済費	
		職員手当等	
物にかかる費用	物件費	消耗品	サービス提供するために要した経費 時間単価×1件当たりの平均処理時間 ※各種システムやPCにかかる経費も算入する
		印刷製本費	
		光熱水費	
		通信運搬費	
		委託料	
		使用料及び賃借料	

※上記以外にも役務を提供するために必要なものがあれば経費の対象とします。

※原価を算定する基礎数値は、前年度の決算値とします。

(2) 適正負担割合

政策的な配慮や近隣市での類似の手数料との均衡を考慮し、サービスごとに適正負担割合を設定できますが、全額負担を原則としていることから±10%の範囲で設定します。

【具体例】証明書等の発行使用料

※年間原価：2,500,000円

(当該サービスに關与する人件費2,000,000円、物件費500,000円)

① 1日あたりの原価 = 2,500,000円 ÷ 250日 = 10,000円

② 1時間あたりの原価 = ① ÷ 8時間 = 1,250円

③ 1分あたりの原価 = ② ÷ 60分 = 20.833 ≒ 20円

※ 1件あたりの平均処理時間 30分

(受付5分、調査20分、処理・発行5分)

分原価 20円 × 30分 = 600円

第4 使用料・手数料の減免制度

1 使用料の減額・免除基準

減額・免除制度は、教育文化の振興や社会的弱者への配慮といった政策的特例措置であるため、受益と負担の公平を十分に考慮し、公共性の度合いや負担能力等から真にやむを得ないものに限定していきます。

表7 現在の減免区分

区分		減額率
①	市又は大野・勝山地区広域行政事務組合が主催又は共催する事業等に使用するとき	100%免除
②	市又は大野・勝山地区広域行政事務組合が設置する委員会又は附属機関がその目的のために主催する事業に使用するとき	100%免除
③	市長が別に定める公共的団体がその目的のために施設を使用するとき	100%免除（段階的に縮小）
④	高校生以下の者が使用するときであって、別に定めがない場合	75%減額
⑤	国又は他の地方公共団体が主催する事業等に使用するとき	50%減額
⑥	公共的団体がその目的のために使用するとき	50%減額

※営利を目的として利用する場合は①から⑥までの規定は適用しません。

2 手数料の免除基準

受益者負担の原則という観点から、免除規定については特例的な措置であることを十分認識し、真にやむを得ないものに限定していくこととします。

適用にあたっては、公務に関わるもの、市民の多くがやむを得ないと判断される場合に限り手数料を免除できるものとします。

第5 その他

1 激変緩和措置

使用料・手数料の改定は市民生活に直結しており、急激な負担増加は避けなければなりません。現行の使用料・手数料の額の **1.3 倍**を改定上限とし、定期的な検証結果を踏まえて段階的に見直しを実施することとします。**ただし、算定した使用料等の額が近隣市の類似施設と比較して均衡がとれない場合や、端数処理の際に上限を超えてしまう場合についてはこの限りではありません。**

また、見直しの結果、現行の使用料・手数料より低額となる場合で、改定により民業を圧迫する恐れがあるときなどは、現行使用料に据え置くことも可能とします。

2 料金設定時の端数の取扱い

サービス利用者の利便性及び窓口の事務効率性を考慮し、料金の単位は原則として **50 円**単位とし、算定の結果 **50 円**未満の端数が生じた場合は **50 円**に、**50 円**を超えて **99 円**までの端数が生じた場合は **100 円**単位に切り上げることとします。

3 指定管理者制度導入施設等における使用料の考え方

指定管理者制度を導入している施設においては、本基準により見直しを行うのは「条例に規定する利用料金の上限額」となります。そのため、見直しにあたっては指定管理期間や指定管理料への影響を考慮し、指定管理者と協議を行うこととします。

なお、指定管理者制度導入施設の原価は、次の2つを合算したものとします。

(ア) 指定管理者が施設の管理運営のために支出する費用

人件費、物件費等の合計

※発生する収入が指定管理者に帰属する自主事業分を除く

(イ) 市が支出する費用

施設担当職員の人件費

当該施設にかかる物件費（指定管理料を除く）

4 定期的な使用料等の見直し

刻々と変化する社会情勢、利用者ニーズや施設の維持管理に要する費用の変化等を的確に把握し、現行の料金が適正か否かの見直しを、原則5年ごとに行うこととします。ただし、急激な経済環境の変化により、早急な見直しが必要な時はこの限りではありません。

別表 1 施設及び負担割合一覧

条例	施設名	設備	負担割合	管理体制
大野市和泉情報通信施設の設置及び管理運営に関する条例	和泉情報通信施設	ケーブルテレビ	B-1	直営
大野市庁舎市民ホールの利用に関する条例	庁舎市民ホール	ホール	B-3	直営
多田記念大野有終会館設置条例	多田記念大野有終会館	会議室・多目的ホール	B-3	直営
大野市公民館設置条例	9公民館	洋室・和室・料理教室・音楽室等	B-2	直営
大野市ふるさと自然の家設置条例	大野市ふるさと自然の家	会議室・木工室・多目的室	B-2	直営
大野市和泉地域交流センター設置条例	和泉地域交流センター	会議室・ホール・調理室	B-2	直営
大野市文化会館設置条例	文化会館	ホール・会議室等	C-3	直営
大野市文化芸術交流施設設置条例	COCONO アートプレイス	展示施設等	C-3	直営
大野市営葬斎場設置及び管理条例	大野市営葬斎場	火葬場	B-1	直営
大野市健康保養施設設置条例	あっ宝んど	温浴施設	C-3	指定管理
大野市体育施設設置条例	真名川憩いの島	グラウンド・広場・野球場等	B-2	指定管理
	明治公園テニスコート		B-2	直営
	大野市ゲートボール場		B-2	指定管理
	奥越ふれあい公園多目的広場照明設備	照明設備	C-3	直営
大野市エキサイト広場総合体育施設設置条例	エキサイト広場総合体育施設	体育館・相撲場・剣道場等	B-2	直営

大野市上大納スポーツランド設置条例	DAINOU スポーツランド	クロスカントリーコース	B-2	直営
大野市B & G海洋センター設置条例	B & G海洋センター	体育館・プール・トレーニングルーム	B-2	直営
大野市立学校体育施設の開放に関する条例	小中学校	体育館・運動場	B-2	直営
大野市都市公園条例	都市公園	占用の場合	C-3	直営
本願清水イトヨの里設置条例	本願清水イトヨの里	展示施設	A-2	直営
大野市水に関する学習研究施設設置条例	越前おおの水のがっこう	研究施設	A-1	直営
大野市職業訓練センター設置条例	職業訓練センター	会議室・研修室	B-3	直営
大野市道の駅九頭竜設置条例	和泉ふれあい会館	ホール・会議室	C-3	指定管理
	観光物産展示センター	コインロッカー	C-3	指定管理
大野市道の駅越前おおの荒島の郷設置条例	道の駅越前おおの荒島の郷	文化伝承室・RVパーク	C-3	指定管理
大野市勤労者体育施設設置条例	サン・スポーツランド	テニスコート・グラウンド	C-3	直営
大野市ファミリーリゾート休養施設設置条例	うらら館	温浴施設	C-3	直営
大野市麻那姫湖青少年旅行村設置条例	麻那姫湖青少年旅行村	バンガロー・テントサイト等	C-3	指定管理
大野市まちなか観光拠点施設設置条例	平成大野屋	多目的ホール等	C-3	指定管理
大野市九頭竜保養の里設置条例	フレアール和泉	宿泊施設	C-3	指定管理
	平成の湯	温浴施設	C-3	直営
大野市国民休養地設置条例	パークホテル九頭竜	宿泊施設	C-3	指定管理
	九頭竜スキー場	スキー場	C-3	指定管理
大野市和泉前坂家族旅行村設置条例	和泉前坂家族旅行村	キャンプ場	C-3	指定管理
越前おおの結ステーション設置条例	越前おおの結楽	販売スペース	C-3	指定管理

例	座			
大野市城下町東広場設置条例	城下町東広場	交流スペース	C-3	直営
大野市化石発掘体験センター設置条例	化石発掘体験場	化石発掘体験	B-2	直営
越前大野城設置条例	越前大野城	展示施設	B-2	直営
武家屋敷旧内山家設置条例	武家屋敷旧内山家	展示施設	B-2	直営
武家屋敷旧田村家設置条例	武家屋敷旧田村家	展示施設	B-2	直営
和泉郷土資料館設置条例	和泉郷土資料館	展示施設	B-2	直営
大野市中山間地域農村活性化施設設置条例	スターランドさかだに	会議室等	C-3	直営
大野市特用林産物生産・加工施設設置条例	特用林産物生産・加工施設	生産加工施設	C-3	指定管理
大野市立学校施設の利用に関する条例	市立学校施設	教室・特別教室	B-2	直営
大野市青少年教育センター設置条例	青少年教育センター	体育館・研修室	B-2	直営
大野市生涯学習センター設置条例	生涯学習センター	団体室	B-2	直営
大野市自然体験活動施設設置条例	六呂師自然楽舎	体育館・運動場	B-2	直営
大野市博物館設置条例	歴史博物館	展示施設	B-2	直営
	民俗資料館	展示施設	B-2	直営
大野市児童館設置条例	5 児童センター	洋室・和室	A-3	直営

別表 2 手数料一覧

条例	種別
大野市手数料条例	住民票等の発行手数料
大野市休日急患診療所設置及び管理に関する条例	診断書・証明書交付手数料
大野市和泉診療所設置条例	診断書・証明書交付手数料
大野市屋外広告物条例	広告物の許可手数料
大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物処理業許可及び更新申請手数料
	浄化槽清掃業許可及び更新申請手数料
	し尿くみ取手数料
	し尿及び浄化槽汚泥処理手数料
大野市公共下水道条例	指定工事店指定手数料
大野市水道給水条例	指定給水装置工事事業者指定手数料
	設計審査手数料
	工事検査手数料
	再開栓手数料
	各種証明書交付手数料
大野市六呂師堆肥センター設置条例	一般廃棄物及び有機物資源処理手数料

使用料等の見直しにかかる今後のスケジュールについて

時期	会議等	内容
8月29日	検討委員会	算定基準（案）の検討
9月上旬	市内部	算定基準の確定、減免についての考え方の整理
9月20日まで	市各課等、市内部	算定基準に基づく料金変更案の確定 減免についての変更案の作成
10月●日	検討委員会	各施設の使用料等の改定案について 減免の考え方について
10月中	議会	使用料等の改定案について説明 減免の考え方について説明
12月	議会	使用料等の改定について議案上程
12月	市内部	減免に関する規則・要綱の改正
議決されれば		
1月～3月	市民周知	使用料等の改定について市民に周知する 減免についての変更を市民・団体に周知する
4月1日	条例の施行日	新料金の適用開始 減免についての変更の適用開始